

産業廃棄物処理施設設置許可

- ・ 産業廃棄物処理施設を設置又は変更しようとする場合は、事前に許可が必要です。
- ・ 許可を受けた施設の変更、休止、廃止、譲受け又は借受け、合併又は分割、相続には、許認可申請や届出などの手続きが必要です。
- ・ 施設に係る何らかの行為を行う場合は、必ず、施設を設置する場所を管轄する行政に、あらかじめ問い合わせてください。
- ・ 許可を受けずに、処理施設の設置又は変更、譲受け等、相続があった場合には、罰則が適用されます。

産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請 【法第15条第1項、法第15条の2の5第1項】

- (1) 【表-1】に掲げる処理施設を設置又は更新しようとするときは、工事の着手前に、設置場所を管轄する各行政長の許可を受けなければなりません。

また、許可を受けた処理施設において、処理能力、位置・構造等の『設置に関する計画』、『維持管理に関する計画』等、法令で定める事項の変更を行う場合についても、工事の着手前に、許可が必要です（無断で施設の改良等を行うことはできません）。

設置又は変更許可の申請には、法令等で定められた申請書、添付書類（生活環境に及ぼす影響についての調査結果等）、図面等が必要となります。

設置又は変更の予定がある場合には、必ずあらかじめ各行政窓口まで御相談ください。

- (2) 申請手続きの流れ【図-2】

処理施設を設置又は変更しようとするときは、処理施設を設置することが周辺の地域の生活環境に及ぼす影響について、調査を実施し、その結果を記載した書類を添付しなければなりません。

※産業廃棄物焼却施設、PCB関連施設、産業廃棄物最終処分場の許可申請については、申請内容を告示・縦覧し、関係市町村長、利害関係者、専門的知識を有する者からの意見を聴取します。

- (3) 処理施設の設置許可又は変更許可に際し、関係する他法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、建築基準法等）の適用を受ける場合は、所定の手続きを行ってください。

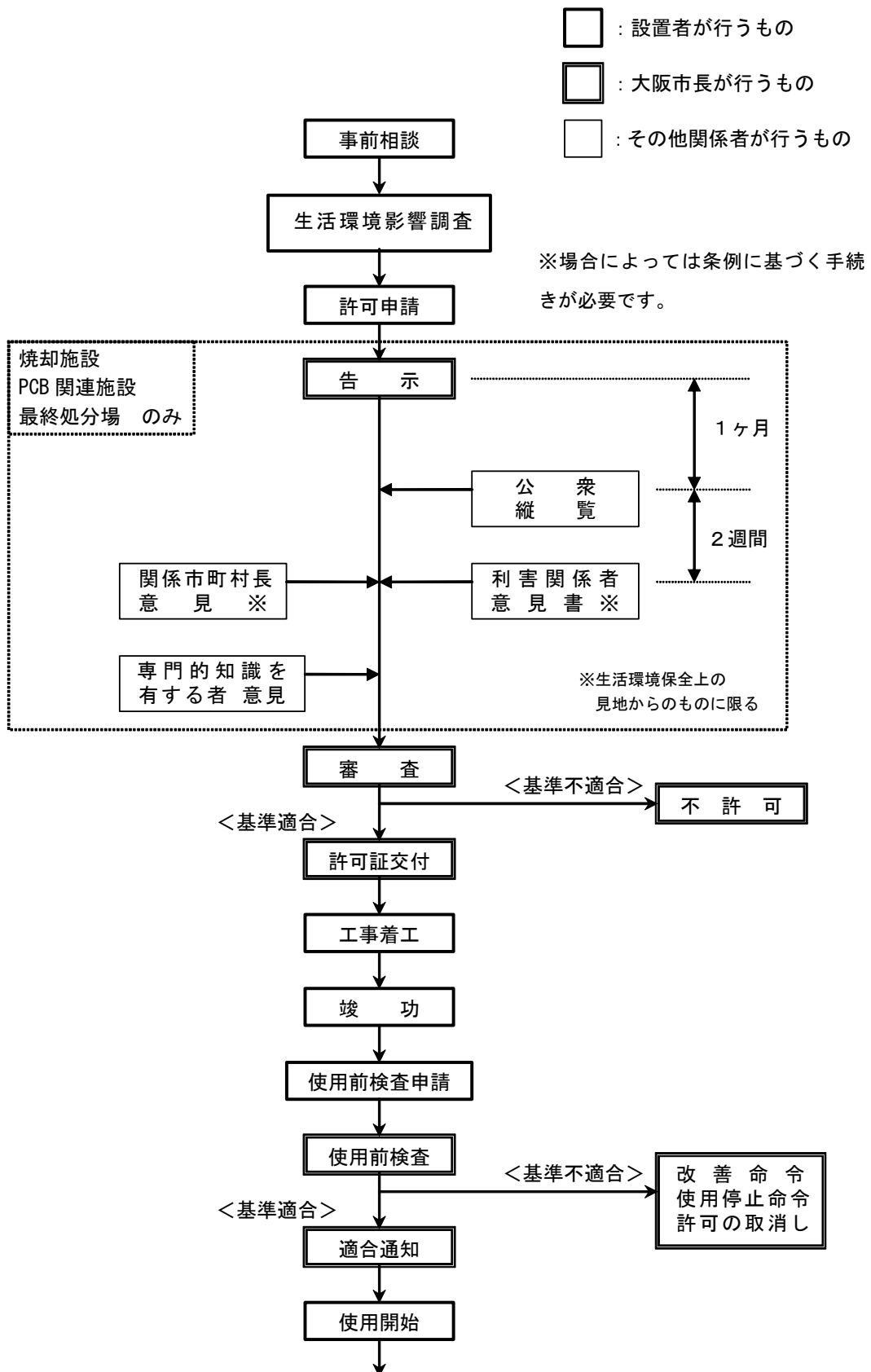
【表一】 産業廃棄物処理施設の種類〔政令第7条〕

処理施設の種類		対象規模	備考		
中間処理	1	汚泥の脱水施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの	
			天日乾燥	処理能力 100 m ³ /日 を超えるもの	
	3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	4	廃油の油水分離施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	廃 PCB 等を除く 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く	
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50 m ³ /日 を超えるもの	中槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く	
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの		
	8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100 kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く	
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5 t/日 を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く	
	9	政令別表第3の3に掲げる物質* 又はダイオキシン類を含む汚泥の コンクリート固型化施設	全 て の も の		
	10	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設	全 て の も の		
	処理	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の 分解施設	全 て の も の	
11の2		廃石綿等又は石綿含有産業 廃棄物の溶融施設	全 て の も の		
12		廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の 焼却施設	全 て の も の		
12の2		廃 PCB 等又は PCB 処理物の 分解施設	全 て の も の		
13		PCB 汚染物又は PCB 処理物 の洗浄施設又は分離施設	全 て の も の		
13の2		産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるもの を除く)	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200 kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの		
最終処分		14	イ. 遮断型 最終処分場	全 て の も の	政令第6条第1項第3号(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号(1)から(6)までに掲げる特定の有害産業廃棄物
	ロ. 安定型 最終処分場		全 て の も の (水面埋立地を除く)	政令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物	
	ハ. 管理型 最終処分場		全 て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物	

*政令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チソール、シロリン、メチルカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、バリウム又はその化合物、ケム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、パラジウム又はその化合物、フェノール類

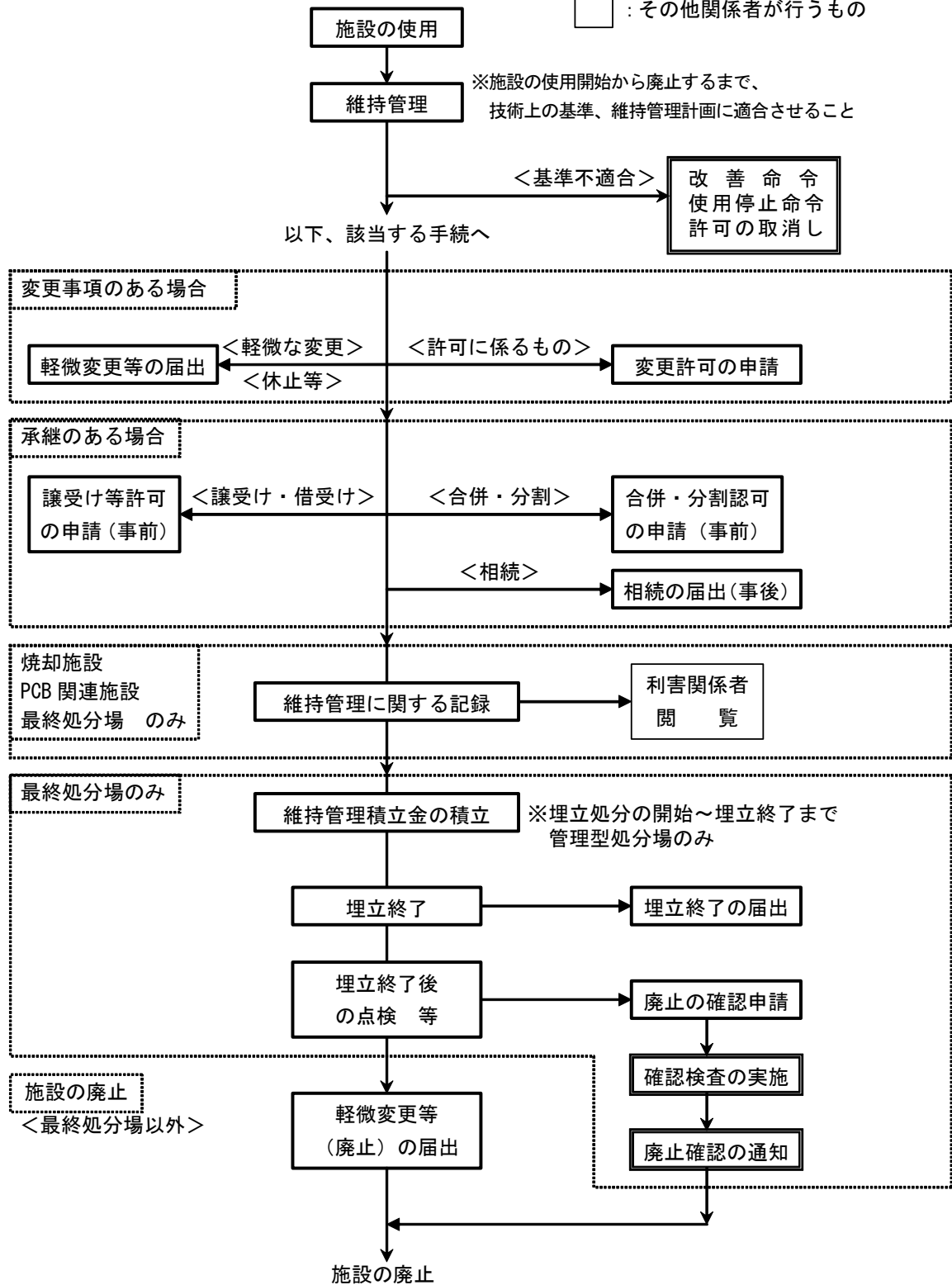
【図一2】産業廃棄物処理施設 許可申請手続きの流れ



【図一3 維持管理の流れ】へ

【図-3】 産業廃棄物処理施設 維持管理の流れ

- : 設置者が行うもの
- : 大阪市長が行うもの
- : その他関係者が行うもの



※場合によっては条例に基づく手続きが必要です。

産業廃棄物処理施設に関する申請、報告又は届出事項

	種 類	様 式	内 容	申請等の時期
申 請	産業廃棄物処理施設 設置許可申請	施行規則 様式第 18 号	産業廃棄物処理施設を設置 しようとするとき	工事着工前
	産業廃棄物処理施設 変更許可申請	施行規則 様式第 22 号	許可施設において、法令で定 める事項を変更しようとする とき（法第 15 条の 2 の 5 第 1 項）	工事着工前
	産業廃棄物処理施設 使用前検査申請	施行規則 様式第 19 号	処理施設の使用前検査を受 けようとするとき	許可施設の使用 開始前
	産業廃棄物処理施設 譲受け等許可申請	施行規則 様式第 26 号	許可施設を譲り受け、又は借 り受けようとするとき	譲受け又は借 受けをする前
	産業廃棄物処理施設 合併又は分割認可申請	施行規則 様式第 27 号	許可施設設置者である法人 が合併(注 1)又は分割(注 2) により当該施設設置者の地 位を承継しようとするとき	
	産業廃棄物 最終処分場 廃止確認申請	施行規則 様式第 25 号	最終処分場の埋立終了後、廃 止の確認を受けようとする とき	最終処分場を 廃止しようと するとき
届 出	産業廃棄物処理施設 軽微変更等届出 （最終処分場の廃止 は除く）	施行規則 様式第 23 号	(1)処理施設について、法令で定 める軽微な変更※をしたとき。 (2)処理施設を廃止したとき。 (3)処理施設を休止したとき。 (4)休止していた処理施設を再 開したとき。	変更等のあつ た日から遅滞 なく
	【最終処分場のみ】 最終処分場の 埋立処分終了届出	施行規則 様式第 24 号	最終処分場の埋立処分が終 了したとき	埋立処分が終 了した日から 30 日以内
	産業廃棄物処理施設 相続届出	施行規則 様式第 28 号	許可施設設置者について相 続があつたとき	相続のあつた 日から 30 日以 内
報 告	【特定産業廃棄物最 終処分場のみ】 特定産業廃棄物最終 処分場状況等報告	施行規則 様式第 21 号	埋立開始から毎年度、処分場 に関する規則第 4 条の 17 に 掲げる事項の報告	毎年 6 月 30 日まで

(注 1) 許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。

(注 2) 許可施設を承継させる場合に限る。

※ 軽微な変更 : 代表者、役員の変更など